

化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会 報告書の概要と今後の対応

1 検討対象物質

○ナフタレン

○リフラクトリーセラミックファイバー（別名：セラミックファイバー、
R C F。以下「R C F」という）

2 検討の経緯

平成 26 年 7 月 25 日に公表された「化学物質のリスク評価検討会報告書（平成 26 年度第 1 回）」において、ナフタレンと R C F については、健康障害防止措置の検討を行うべきと評価された。これを受けて「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」において、講ずべき具体的な措置の検討を行った。

3 検討手順

検討に当たっては、業界団体などからのヒアリング結果を踏まえ、健康障害防止措置の具体的な内容、規制による影響を検討した。

4 検討結果

<ナフタレン>

ナフタレン及びナフタレンを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う業務については、健康障害の防止のため、特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）の「特定第 2 類物質」と同様に、作業環境測定の実施や発散抑制措置等を講じることが必要である。

また、ナフタレンの有害性を勘案し、作業の記録の保存（30 年間）等が必要となる特化則の特別管理物質と同様の措置を講じることが必要である。

<R C F>

R C F 及び R C F を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う業務については、健康障害の防止のため、特化則の「管理第 2 類物質」と同様に、作業環境測定の実施や発散抑制措置等を講じることが必要である。さらに、R C F を断熱材等として用いた設備等の施工・補修・解体等作業については、その作業の特性を勘案し、別途、呼吸用保護具の着用の義務付けなどの規制化が必要である。

また、R C F の有害性を勘案し、作業の記録の保存（30 年間）等が必要となる特化則の特別管理物質と同様の措置を講じることが必要である。

5 今後の対応

この報告書を受けて、厚生労働省では、関係法令の改正を予定。